

障害者支援施設デジタル技術等活用支援モデル事業補助金交付要綱

令和2年2月4日

31 福保障施第2988号

改正 令和3年2月17日

2 福保障施第3076号

(通則)

第1条 補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、障害者支援施設デジタル技術等活用支援モデル事業実施要綱（令和3年2月8日付2福保障施第2910号。以下「実施要綱」という。）に基づき、デジタル機器又はロボット介護機器を導入する施設に対し、その導入に要する費用の一部を予算の範囲内において補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱第3条第1項第1号により東京都（以下「都」という。）が選定するモデル施設が行うデジタル機器又はロボット介護機器の導入であって、実施要綱第1条に定める事業の目的にかなうと東京都知事（以下「知事」という。）が認めたものをいう。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）の行う事業は、対象から除く。

(暴力団の排除)

第4条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- 1 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助金の種類)

第5条 この要綱による補助の種類は、次のとおりとする。

- 1 デジタル機器の導入に対する補助
- 2 ロボット介護機器の導入に対する補助

(交付額の算定等)

第6条 補助金の交付額の算定方法及び補助対象経費等は別記1のとおりとする。

(業務改善計画)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、業務改善に関する計画書（様式第1号別紙1－3）を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 申請者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第9条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めたときは第11条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第10条 知事は、前条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第8条の規定に準ずるものとする。

2 前項の規定に基づく申請は、変更交付申請書（様式第2号）により行うものとする。

（補助条件）

第11条 補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助条件を付するものとする。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから、10日以内に実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い及び請求）

第14条 この補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

また、前項ただし書により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号の2）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、前条の規定に基づく額の確定通知書の受領後、精算書（様式第5号）を提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

（事業完了後の調査）

第15条 補助事業者は、補助事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力する必要がある。

（他の補助金との関係）

第16条 知事が特に認める場合を除き、他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は、第3条の補助対象事業から除くものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月4日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

2 改正後の要綱の規定にかかわらず、令和2年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を適用するものとする。

別記1 補助金の交付額の算定方法及び補助対象経費等

この補助金の交付額の算定に当たっては、本文第3条に規定する補助事業の取組を行った場合に、以下（1）又は（2）に定める機器の導入について、別表の第2欄に定める補助基準額と、第4欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）デジタル機器の導入に対する補助

補助の対象とする導入機器は、次の要件を全て満たすデジタル機器とする。

ア 目的要件

①見守り、②介護業務支援の場面において使用され、利用者支援業務の効率化に効果があること。

イ 整備要件

次の（ア）から（ウ）までの機器を設置し、一体的にデジタル環境の整備を図ること。
ただし、既に施設で導入されている機器等がある場合、新たに導入する機器等と一体的に活用する場合は、一部の導入を認める。

（ア） 利用者の居室等に設置する、センサーや通信機能を備えた見守り支援機器

（イ） 施設内において情報共有を図る通信機器、支援記録・個別支援計画作成・請求管理・勤怠管理等の業務支援ソフトウェア、タブレット端末等

（ウ） 上記（ア）又は（イ）を導入するための通信環境整備

ウ 技術的要件

イ（ア）に規定する見守り支援機器は（2）に規定するロボット介護機器であること

（2）ロボット介護機器の導入に対する補助

補助の対象とする導入機器は、次の要件を全て満たすロボット介護機器とする。

ア 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤コミュニケーション、⑥入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減に効果があること。

イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ・ ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

（※）①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

- ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」又はその前身事業である「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット

ウ 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入・リース等できる状態にあること。

別 表

(1) デジタル機器の導入に対する補助

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象経費	5 補助対象外
デジタル機器の導入	20,000 千円	3分の 2	(1) 見守り支援機器及び介護業務支援機器等の導入並びに通信環境の整備に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については令和4年3月31日までの費用に限る。） (2) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) 契約の締結を伴わない自前施工等により発生した費用 (3) その他事業の目的に照らして適当と認められないもの

(2) ロボット介護機器の導入に対する補助

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象経費	5 補助対象外
ロボット介護機器の導入	6,000 千円	3分の 2	(1) ロボット介護機器の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料及び使用料及賃借料（ただし、機器のレンタル又はリースに係る費用については令和4年3月31日までの費用に限る。） (2) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 (3) 機器の設置に係る建物の改修費 (4) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの

別記２ 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）又は（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度末日までに完了しなければならない。

4 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 補助事業の遂行命令

- （１）第１２条の規定による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）補助事業者が、（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

6 是正のための措置

- （１）知事は、第１３条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。
- （２）第１２条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

7 決定の取消し

- （１）知事は、補助事業者が次のアからカまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付

の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等について、補助事業者が13の規定に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

カ 令和4年3月31日以前に、実施要綱第3条第1項第1号に定めるモデル施設を辞退し、又はその選定に係る決定を取り消されたとき。

(2)(1)の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

8 補助金の返還

(1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(2) 第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

9 違約加算金及び延滞金

(1) 補助事業者は、7の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次にさかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

10 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、

又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

1 1 財産処分制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

1 2 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて11の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

1 3 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

1 4 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

1 5 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

1 6 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額0円の場合も含む。）は、第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

1 7 寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

18 補助事業者の責務

(1) 補助事業者は、実施要綱第1条に定める事業目的の達成に向けて、実施要綱第3条第2項から同条第4項までに定める事項について誠実に取り組む責務を有するものとする。

また、本事業に関する報告書等、事業の円滑な実施に向けて知事が必要と認める資料の提供等については、知事が指定する期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、実施要綱第3条第3項に定める成果報告会の開催に当たり無償で協力しなければならない。

19 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。